

目次

1. 理事長によるメッセージ	2
2. 令和4年度のトピックス	3
3. 法人の目的、業務内容	6
(1) 法人の目的 (2) 業務内容 (3) 主な関係法令	
4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	7
5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等	8
(1) 運営基本理念及び運営方針 (2) 未来に向けて	
6. 年度目標及び事業計画	10
(1) 年度目標 (2) 事業計画	
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	13
(1) ガバナンスの状況 (2) 役員等の状況 (3) 職員の状況 (4) 重要な施設等の整備等の状況 (5) 純資産の状況 (6) 財源の状況 (7) 社会及び環境への配慮等の状況 (8) その他源泉の状況	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	21
(1) リスク管理の仕組み (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報	24
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 (2) 農薬関係業務 (3) 飼料及び飼料添加物関係業務 (4) 食品表示の監視に関する業務 (5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 (6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 (7) その他の業務	
10. 業務の成果と使用した資源との対比	35
(1) 自己評価 (2) 主務大臣による過年度の総合評定の状況	
11. 予算と決算との比較	37
12. 財務諸表	38
(1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書 (3) 損益計算書 (4) 純資産変動計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書	
13. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報	41
(1) 貸借対照表 (2) 行政コスト計算書 (3) 損益計算書 (4) 純資産変動計算書 (5) キャッシュ・フロー計算書	
14. 内部統制の運用に関する情報	42
(1) 内部統制に関する事項 (2) リスク評価と対応に関する事項 (3) 監事監査に関する事項 (4) 内部監査に関する事項 (5) 入札・契約に関する事項 (6) 予算の適正な配分に関する事項	
15. 法人の基本情報	44
(1) 沿革 (2) 設立に係る根拠法 (3) 主務大臣 (4) 組織図 (5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地 (6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況 (7) 主要な財務データの経年比較 (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
16. 参考情報	50
(1) 要約した財務諸表の科目の説明 (2) その他公表資料等との関係の説明	

1. 理事長によるメッセージ



独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、食品及び肥料、農薬、飼料といった農業生産資材などの検査、分析を通じてその品質、表示の適正化や安全性の確保に取り組んでいます。これらの事業を実施するにあたり、FAMICは「確かな技術力による科学的検査・分析により食の安全と消費者の信頼の確保に貢献する」ことを基本理念として掲げています。

この理念を実現するため、私は職員の技術力の向上、発信力の強化、さらに情勢変化に柔軟に対応する組織作りを進めてきました。特に技術力の向上については、若手職員の研究機関への派遣、共同研究体制の強化、各種学会発表や論文投稿などに加え、分析技術の動画化による技術継承にも積極的に取り組んでいます。

令和4年度は、ロシアのウクライナ侵攻、円安などにより肥料や飼料の価格が高騰し、我が国の食料安全保障問題が改めて注目されました。そしてこの問題の解決に向けて様々な政策が打ち出される中、FAMICは行政執行法人として行政からの緊急要請（調査）に確実に対応しました。また後を絶たない食品偽装の解明のため、新たな技術開発や地方自治体の支援にも取り組みました。

このほか、最新の科学的知見で農薬の安全性を確認する再評価、JASをはじめ日本発の規格の国際化に向けた取組みなど、様々な事業を実施しています。

この数年間の新型コロナのまん延や不安定な世界経済は、私たちの生活に大きな変化をもたらしました。また、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速する中、農林水産省では生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」を展開しています。

FAMICはこのような情勢の変化に柔軟に対応し、技術力の向上と皆様への情報提供に一層努めてまいります。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書などとともに、FAMICの様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

FAMIC（ファミック）

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

理事長

木内 岳志

2. 令和4年度のトピックス

○肥料関係業務

- 輸入依存度の高い肥料原料の価格が高騰する中、窒素、リンを有する下水汚泥資源の活用を通じて国内で肥料原料を安定的に確保することは、我が国の食料安全保障の観点から重要です。
- 下水汚泥資源を活用した肥料の需要・供給拡大に向け、農林水産省において、肥料成分が保証可能な新たな公定規格の設定が検討されています。
FAMICでは、汚泥肥料に関する過去の分析データ等の知見を農林水産省へ提供することで、汚泥肥料の肥料成分が保証可能な新たな公定規格の設定に貢献しました。



詳しくは24ページへ

○農薬関係業務

- 我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性確保のため、農薬GLP※制度を導入しています。FAMICはこの制度に基づき、試験施設の調査を行っています。
- ※GLPとは：Good Laboratory Practiceの略であり、OECDが定めた、優良な試験施設に関する国際ルールです。
- 今般、FAMICの調査能力の確認のためOECDによる現地評価が行われ、FAMICはGLP調査当局としてOECDの要求事項に適合していることが確認されました。



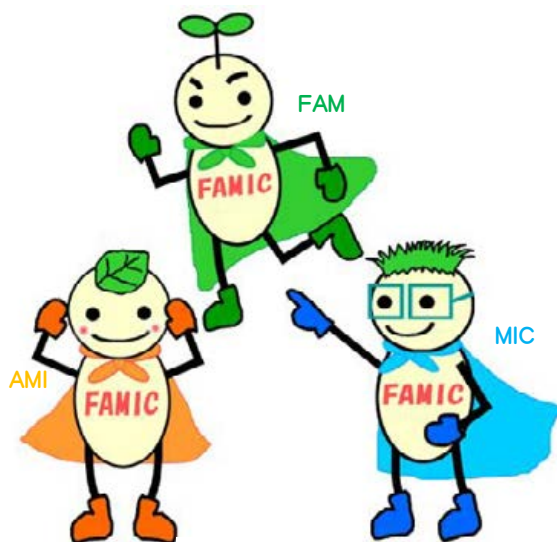
詳しくは26ページへ

○飼料関係業務

- 令和4年度にFAMICが実施した特定添加物（飼料添加物に指定されている抗生物質製剤）の検定試験で、成分規格不適合の疑義が検出されました。
- このため、複数の試験者、試験室による繰返し分析等を迅速に行い、試験結果の信頼性を確保するとともに、当該製剤の市場への流通を防ぐことができました。



詳しくは28ページへ



食品、肥料・飼料、農薬の印象をそれぞれオレンジ、緑、青で示し、3分野が1本の縄のように強固に結びついていくことを、DNAの二重らせんになぞらえ、同時に『農場から食卓まで』つながるフードチェーンもイメージし、ロゴで一体感を表しています。

○表示監視業務

農林水産省の調査結果の公表やマスコミ報道により、産地表示に対する社会的関心が高まる中、FAMICは以下の対応を行い、食品表示の適正化に貢献しました。

- 不適正表示が続いたアサリについて、市販品を買い上げて原産地表示の検査を行い、その結果を速やかに農林水産省へ報告するとともに、地方公共団体等からの多数の検査要請に対し、アサリの原産地表示の検査を実施
- 令和3年度熊本県への技術移転を実施したアサリ原産地の判別技術に関し、継続して同県に対する技術的助言を実施

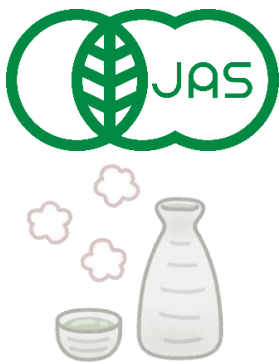


詳しくは30ページへ

○JAS関係業務

令和4年10月から有機JAS認証の対象として「有機酒類」が追加されたことに伴い、FAMICは、

- 有機加工食品JASの改正原案の検討に際し、国税庁の職員にJASの知見を提供（酒類の表示、規格は国税庁所管）
- 登録認証機関等が速やかに有機酒類のJAS認証を行えるよう、農林水産省及び国税庁と連携して登録申請等に係る調査手順等を検討
- 有機酒類の格付品検査を実施することとなる国税庁の職員に残留農薬分析に係る技術を提供等の取組みを行い、有機酒類に係る認証手続き体制の構築に貢献しました。



詳しくは31ページへ

3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条）

(2) 業務内容

FAMICは、センター法第10条に基づき、次の業務を行うこととされています。

- ① 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供
- ② 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供
- ③ 日本農林規格、食品表示基準等が定められた食品等の検査
- ④ 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導
- ⑤ 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導
- ⑥ 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習
- ⑦ 肥料、農薬、飼料等の検査
- ⑧ 飼料等の検定、表示に関する業務
- ⑨ 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導
- ⑩ 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査
- ⑪ 上記の業務に附帯する業務
- ⑫ 食品、肥料、農薬、飼料、農林水産物の輸出促進等に関する関係法令に基づく立入検査等

また、令和4年の法律改正により、認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力を行うことができることとされました。

詳細につきましては、次のサイト（e-Gov法令検索）からご覧いただけます。

◇e-Gov法令検索（「農林水産消費安全技術センター法」と入力して検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/



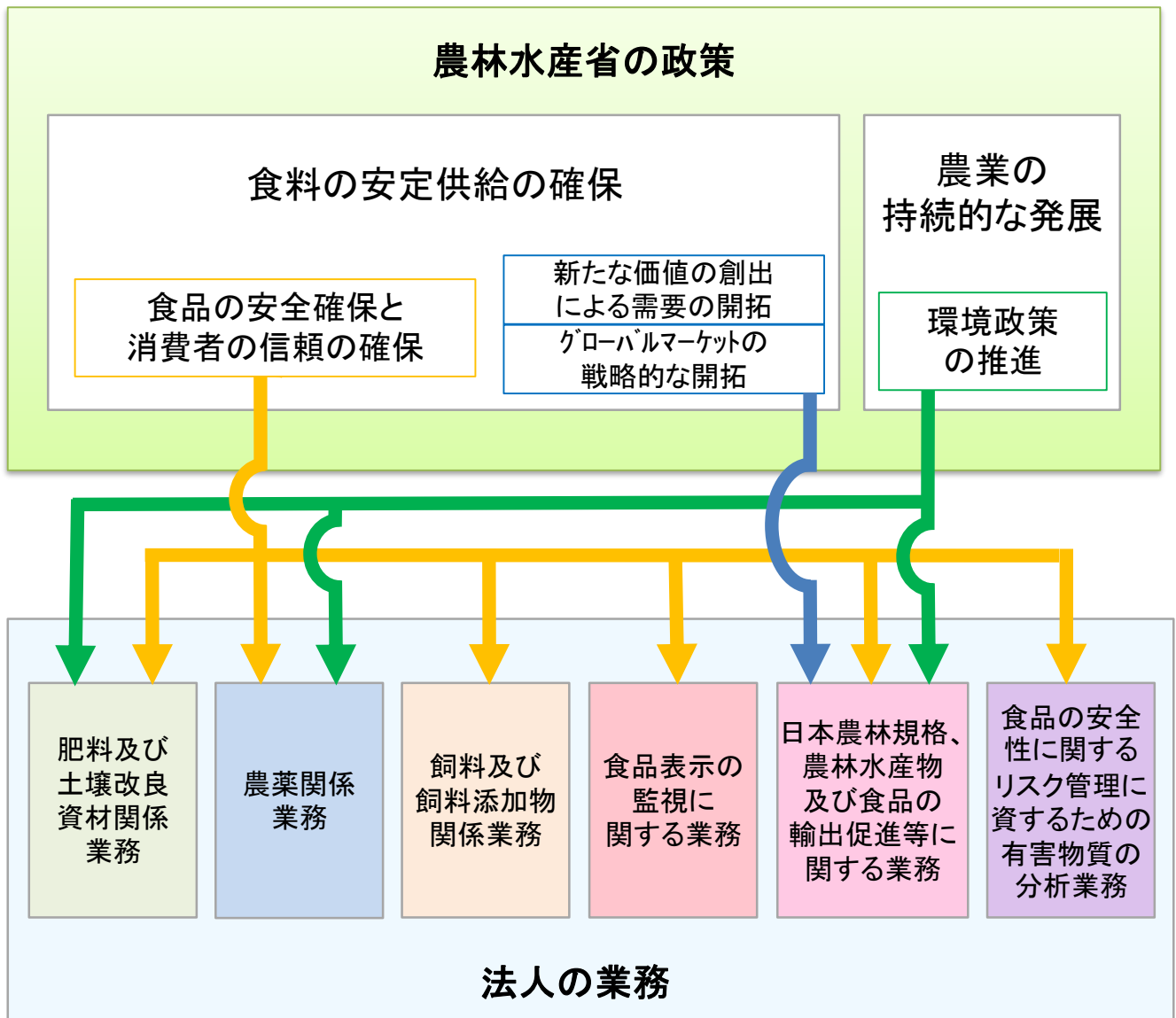
(3) 主な関係法令

- ・食品表示法（平成25年法律第70号）
- ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）
- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
- ・地力増進法（昭和59年法律第34号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）

4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

FAMICの業務の多くは、農林水産省の政策のうち「食料の安定供給の確保」における政策分野「食品の安全確保と消費者の信頼の確保」の下に位置付けられています。（以下の図をご参照ください。）

FAMICは、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術を生かし、関係法令に基づき検査等を実施することで、食料の安定供給と安全確保に関する政策の一翼を担い、行政執行法人として、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確かつ確実に実施し、政策課題や社会的課題に貢献します。



注：FAMICの各業務は、P10「6. 年度目標及び事業計画」、P24「9. 業績の適正な評価の前提情報」等に記載しています。